

前橋市職員の懲戒処分の公表基準

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく懲戒処分を行った場合は、下記の基準により公表するものとする。

1 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分を行った場合は、これを公表するものとする。この場合においては、当該懲戒処分に関連して行われた管理監督者の処分（嚴重文書注意等の懲戒処分以外のものを含む。）についても併せて公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、その種類が免職若しくは停職のもの又は懲戒処分に係る事案の社会的影響が大きいと任命権者が判断したもの

2 公表の内容

公表の内容は、被処分者の所属部署、職位、年齢、事案の概要、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、被処分者の氏名も併せて公表する。

- (1) 懲戒処分の種類が免職の場合
- (2) 捜査機関に告訴し、又は告発した職員に対し懲戒処分を行った場合
- (3) 捜査機関が既に被処分者の氏名を公表している場合

3 公表の例外

1及び2にかかわらず、公表することにより、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められるときは、公表の内容の一部又は全部について公表しない。

4 公表の時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

5 公表の方法

原則として、秘書広報課を通しての市政記者クラブへの資料提供とし、事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて記者会見を行う。

附 則

この基準は、平成22年1月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月25日から施行し、同日以後に行われた非違行為について適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。